

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 10 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 久保田 典 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 26 日から 令和 8 年 9 月 2 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 30 日 午前 9 時 50 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 16 日 午後 4 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	4,300,000 3,440,000	一括	860,000	57,878	16,222
1	740,000				
2	1,180,000				
3	2,380,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 新城市平井字野地 |
| | 地 番 | 4 3 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9 2 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 新城市平井字野地 |
| | 地 番 | 4 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 6 . 7 4 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 新城市平井字野地 4 6 番地 3、4 3 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 4 6 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 0 . 2 0 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 0 . 2 0 平方メートル
2 階 約 5 6 . 3 0 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 13 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 4 2 番 1、4 3 番 3、4 3 番 5、4 3 番 1）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 新城市平井字野地
地 番 4 3 番 4
地 目 宅地
地 積 9 2 . 0 0 平方メートル
- 2 所 在 新城市平井字野地
地 番 4 6 番 3
地 目 宅地
地 積 1 4 6 . 7 4 平方メートル
- 3 所 在 新城市平井字野地 4 6 番地 3、4 3 番地 4
家屋 番号 4 6 番 3
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 0 0 . 2 0 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 1 0 0 . 2 0 平方メートル
2 階 約 5 6 . 3 0 平方メートル



令和 8 年(5)第 8 号

令和 8 年 3 月 27 日受理

令和 8 年 5 月 19 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 新城市平井字野地 |
| | 地 番 | 4 3 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9 2 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 新城市平井字野地 |
| | 地 番 | 4 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 6 . 7 4 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 新城市平井字野地 4 6 番地 3、4 3 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 4 6 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 0 . 2 0 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル |

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者	1 私が物件3建物に住んでいます。 2 物件3建物を建ててから、リフォーム工事等は行っていない。 3 何時頃からは覚えていませんが、物件1土地の南東側の敷地の地盤が一部沈下したようで、物件3建物の台所・食堂の南側に面した物件1土地上のコンクリートの三和土の一部に亀裂が入ってしまいました。 物件1土地及び物件2土地の周辺は、物件3建物周辺の家々が建つ前は畑だったので地盤が緩いのかと思います。 4 敷地の沈下の影響で物件3建物の台所・食堂の床が沈み込んでおり南東側に傾いてしまっていて、その影響で1階台所・食堂の南側の窓の棧がズレてしまっていて、建付けに不具合が発生しました。 窓枠の棧に隙間が生じているので、今は物を詰めたりして補強しています。 あと、1階玄関の三和土と壁の間が一部隔離している場所もあります。 5 ペットは室内で飼育していません。 6 室内で煙草は吸いません。 7 物件3建物には、太陽光発電システムは設置していません。 8 近隣の方々とは、境界等のトラブルはありません。 9 物件1土地及び物件2土地の南側隣地は、以前は井溝となっており水路でしたが、今は、埋め立てられています。 10 道路が冠水して敷地に水が入り込んで来たというようなことは、ありません。
■ 株式会社NTTワールドテクノ担当者	1 物件1土地上に埋設されている電柱はNTT西日本の電柱です。 2 対象の電柱は、引込専用の電柱となっていますので、土地の所有者の方には敷地の使用料はお支払いしておりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2土地並びに物件3建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地及び物件2土地は物件3建物の敷地として一体で利用されており、物件2土地の東側で道路(地番46番2新城市所有)にほぼ等高に接している(写真①参照)。
なお、物件1土地及び物件2土地は、台形状のような不整形な地形となっている(土地建物配置図(概略)参照)
- 3 物件1土地及び物件2土地は南側で埋め立てられた井溝(地番43番1)と接している。
- 4 物件1土地南側にカーポートが設置されており、物件2土地の東側には電柱及び引込ポールが埋設され、物件2土地西側には物置が置かれている(土地建物配置図(概略)参照)。
- 5 物件1土地及び物件2土地の東側隣地(地番42番1、43番3及び地番43番5)及び物件2土地西側隣地(地番44番1)の各境界の境界標等は見たらなかったが、物件1土地及び物件2土地との各隣地はブロックで区画されていることから、物件1土地及び物件2土地と上記各隣地との境界は確認することができるのではないかとと思われる。
- 6 関係人の陳述等記載のとおり、物件3建物台所・食堂の南側と接している物件1土地のコンクリートの三和土の一部が、敷地の一部の地盤の沈下が原因と思われる亀裂が入っているのが見受けられた。
- 7 物件3建物は、外観上天井の雨漏り等の不具合は見当たらなかったが、関係人の陳述等の記載のとおり、1階台所・食堂の南側の床面がたわんで、かなり沈み込むような状況で床面が東南側に傾斜しているように見受けられた。
また、南側の窓枠にズレが生じて傾いてしまい、窓枠に相応の隙間が生じてしまい、サッシ窓の開閉が困難な状況であった(写真②及び⑥参照)。
また、玄関出入口の下駄箱の反対側の三和土の部分も、三和土と玄関の壁面下部の間に隙間が生じているのも見受けられた。
- 8 物件3建物は平成5年9月新築以降約32年リフォーム工事等を実施していないとのことであり、物件3建物の各部屋は壁のクロスが剥がれているのが散見され、また、上記6及び7記載のとおり家屋の床の一部が傾いた状況であることから、経年以上に劣化した状況にあるのではないかと見受けられた。
物件3建物を使用収益するためには、相応の改修工事費用が必要になるのではないかとと思われる場合によっては地盤改良工事及び基礎となる土台の補強工事も必要になる可能性も否定できないことから、買受人は相応の費用を負担することになるのではないかとと思われる。
- 9 物件3建物の1階には債務者兼所有者及び家族の家財道具及び衣類等が多数置かれていた。
なお、2階の各部屋にはベッド及びタンス等の大型の家財道具は数個存在したが、動産類は概ね片付けられており2階の各部屋は相応に整理された状態であった。
物件3建物1階和室2には仏壇が置かれており、2階洋室3には神棚が置かれていた。
- 10 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年 3月30日(月) 9:00 — 9:10	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R8年 4月 2日(木) 13:00 — 13:30	目的物件所在地	現況調査期日調整のため訪問(債務者兼所有者)現況調査期日調整、占有状況聴取、物件状況聴取確認、土地外観調査
R8年 4月23日(木) 9:50 — 11:50	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行、債務者兼所有者立会

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

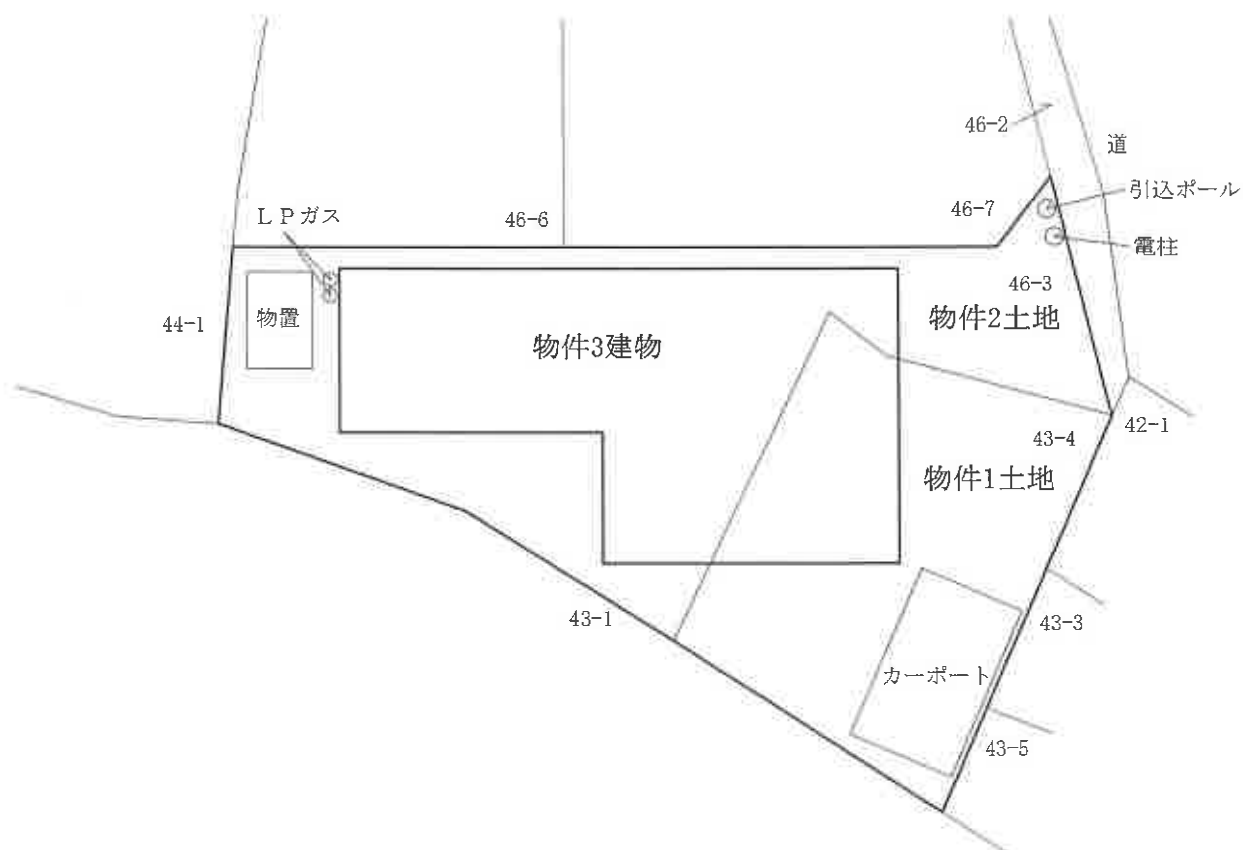
☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

5 枚目)

土地建物配置図 (概略)



建物間取図 (概略)



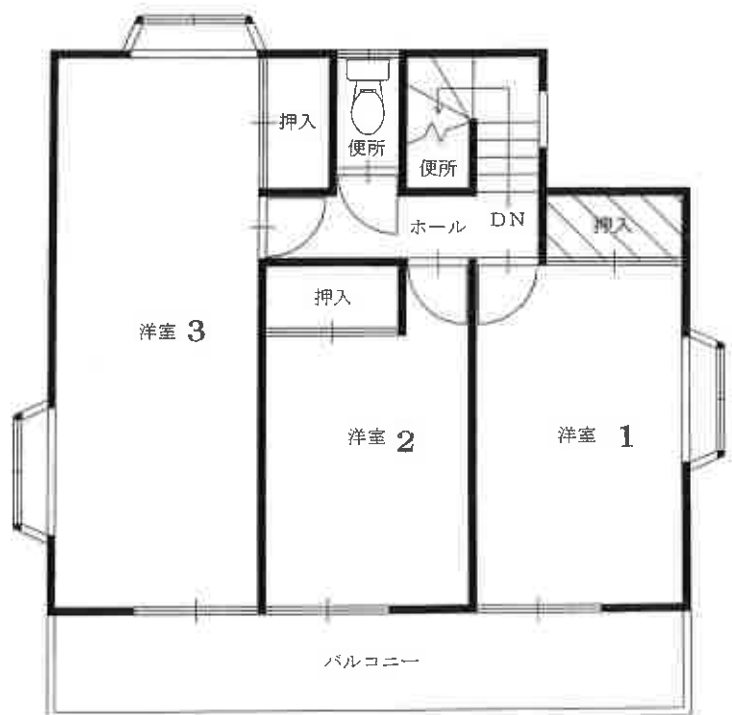
1階



2階



未登記増築部分



(物件3建物)

①

カーポート

電柱

引込ポール

物件1

屋外の状況

(物件3建物)

②



物件1南側一部が地盤沈下によると思われる影響によりコンクリートの三和土に亀裂が入ってしまった状況

屋外の状況 (物件1土地))

(8 枚目)

③



屋内の状況（1階 リビング）

④



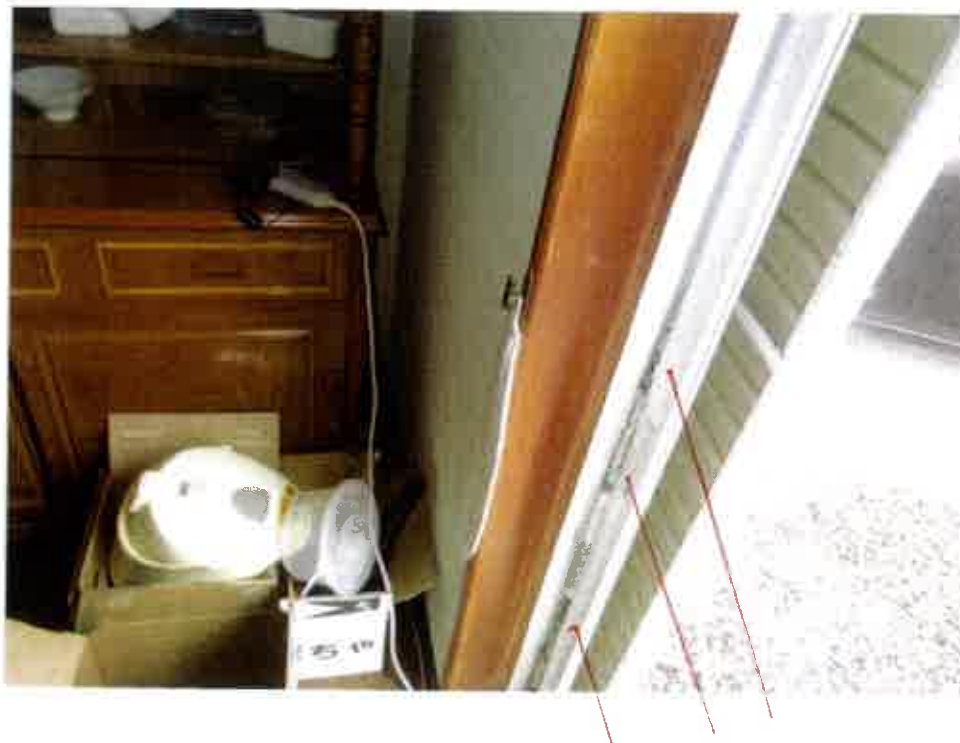
屋内の状況（1階 台所・食堂）

⑤



屋内の状況（1階 台所（キッチン台））

⑥



物件1土地の地盤沈下と思われる影響で物件3建物もが傾斜したため窓枠がズレで隙間を補強している状況
屋内の状況（1階 台所・食堂（南側の窓））

（ 10 枚目）

令和 8 年（ケ）第 8 号

令和 8 年 3 月 3 0 日 受 理

令和 8 年 4 月 2 3 日 現地調査

令和 8 年 5 月 2 5 日 評 価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 笠 原 貴 洋

第1 評価額

一括価格	
金4,300,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金740,000円
物件2（土地）	金1,180,000円
物件3（建物）	金2,380,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	在 番 目 積 新城市平井字野地 43番4 宅地 92.00m ²	「同左」
2	所在地 地積	在 番 目 積 新城市平井字野地 46番3 宅地 146.74m ²	「同左」
3 (主)	所 在 家屋番号 種類 構造 床面積	在 新城市平井字野地 46番地3、 43番地4 46番3 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 100.20m ² 2階 54.65m ²	「特記事項記載のとおり」
番号	特記事項		
3	2階東側洋室に未登記増築部分が概測で約1.65m ² あるため、2階床面積は約56.30m ² 、現況の1階及び2階の合計床面積は約156.50m ² であり、これを評価対象数量とする。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R 飯田線「茶臼山」駅の南西方道路距離約750m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅や共同住宅、事業所等が混在する住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 60% 200% — 立地適正化計画（居住誘導区域）、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 238.74㎡ 間口 約6.8m、奥行 約18.8m 形状 不整形	
接面道路の状況	東側現況幅員約4.0m舗装道路とほぼ等高接面する中間画地(特記事項記載のとおり)	
土地の利用状況等	物件1、2土地は、物件3建物の敷地等として利用されている。 (詳細は「現況調査報告書」記載のとおり)	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり なし あり(特記事項記載のとおり)
土壌汚染の可能性の調査	目視では土壌汚染等の形跡は見られず、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設としての届出もない。過去の住宅地図、登記簿謄本等によれば過去の利用は畑、山林等であり、その後宅地として利用されているが、土壌汚染の可能性リスクは不明であるため、汚染の有無等の確認には専門職による調査が必要である。	
特記事項	・本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定区域外である。 ・担当課（新城市都市計画課及び土木課並びに東三河建設事務所建築課）にて確認した結果、東側道路は建築基準法上の道路ではなく、過去に建築基準法第42条第2項の確認依頼があったが、2項ではないと判断されたとのことである。なお平成5年3月23日付の確認通知書（建築物：確認番号第221-99号）によれば、幅員4.0mの公道に接面するものとされている。以上より建物の建築等については担当課に確認する必要がある。 ・本件土地の北東角に電柱と引込ポールが設置されている。 ・本件土地の一部について地盤が沈下している可能性を有するが詳細は専門職による調査が必要である。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物 ＜家屋番号46番3＞
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 平成5年9月3日新築 経 過 年 数 約33年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数を満了している
仕 様	構 造 木造 屋 根 セメント瓦 外 壁 サイディング 内 壁 クロス等 天 井 クロス等 床 フローリング等 設 備 電気、給排水、LPガス等 そ の 他 ー
床面積（現況）	概測約156.50㎡
現況用途等	現況用途 居宅 間 取 り 5LDK＋納戸 （附属資料「建物間取図（概略）」のとおり）
品 等	劣る
保守管理の状 態	劣る
建物の利用状 況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特 記 事 項	・建物各所にクロスの損傷等が見られる。また建物の一部が南東方向に傾斜しており、建具に不具合があるほか玄関の土間やピロティのタイル等にひび割れが見られることから地盤に問題がある可能性を有するため、詳細は専門職による調査が必要であるとともに相應の改修費用が必要となることが想定される。 ・建物の建築年よりアスベスト含有建材等を使用している可能性を有するが詳細は専門職による調査必要がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1及び2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	49,900	0.73	92.00	0.90	3,020,000
2	49,900	0.73	146.74	0.90	4,810,000
合計					7,830,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 新城-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$51,200 \text{ 円/㎡} \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/102 = 49,900 \text{ 円/㎡}$

（上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（西）で格差なし。

◇地域格差：街路条件、交通・接近条件、環境条件、行政的条件格差等を考慮。

イ 個別格差：間口狭小0.97×形状0.79×方位1.02×街路の状態等0.93=0.73

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を現況から見て10%と査定。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	198,000	約156.50	0.03	930,000

ウ 現価率：耐用年数を超えた建物であり、維持管理の状態等に基づき3%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,020,000	0.50	法定地上権	1,510,000
2	4,810,000	0.50	法定地上権	2,410,000
合計				3,920,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	3,020,000	-1,510,000		0.70	0.70	740,000
2	4,810,000	-2,410,000		0.70	0.70	1,180,000
3	930,000	+3,920,000	0	0.70	0.70	2,380,000
一括価格(合計)						4,300,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：第4の特記事項等を考慮して、上記のとおり査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

地価公示価格 新城－ 1

所 在：新城市字石名号 1 7 番 9

価 格：5 1, 2 0 0 円／ m^2

位 置：J R 飯田線「東新町」駅の南東方道路距離約 5 2 0 m

価 格 時 点：令和 8 年 1 月 1 日

地 積：1 7 5 m^2

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：西 5. 2 m 市道に接面

用途指定等：第一種住居地域（建蔽率 6 0 %，容積率 2 0 0 %）

地域の概要：一般住宅を中心に医院等が見られる住宅地域

第 7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

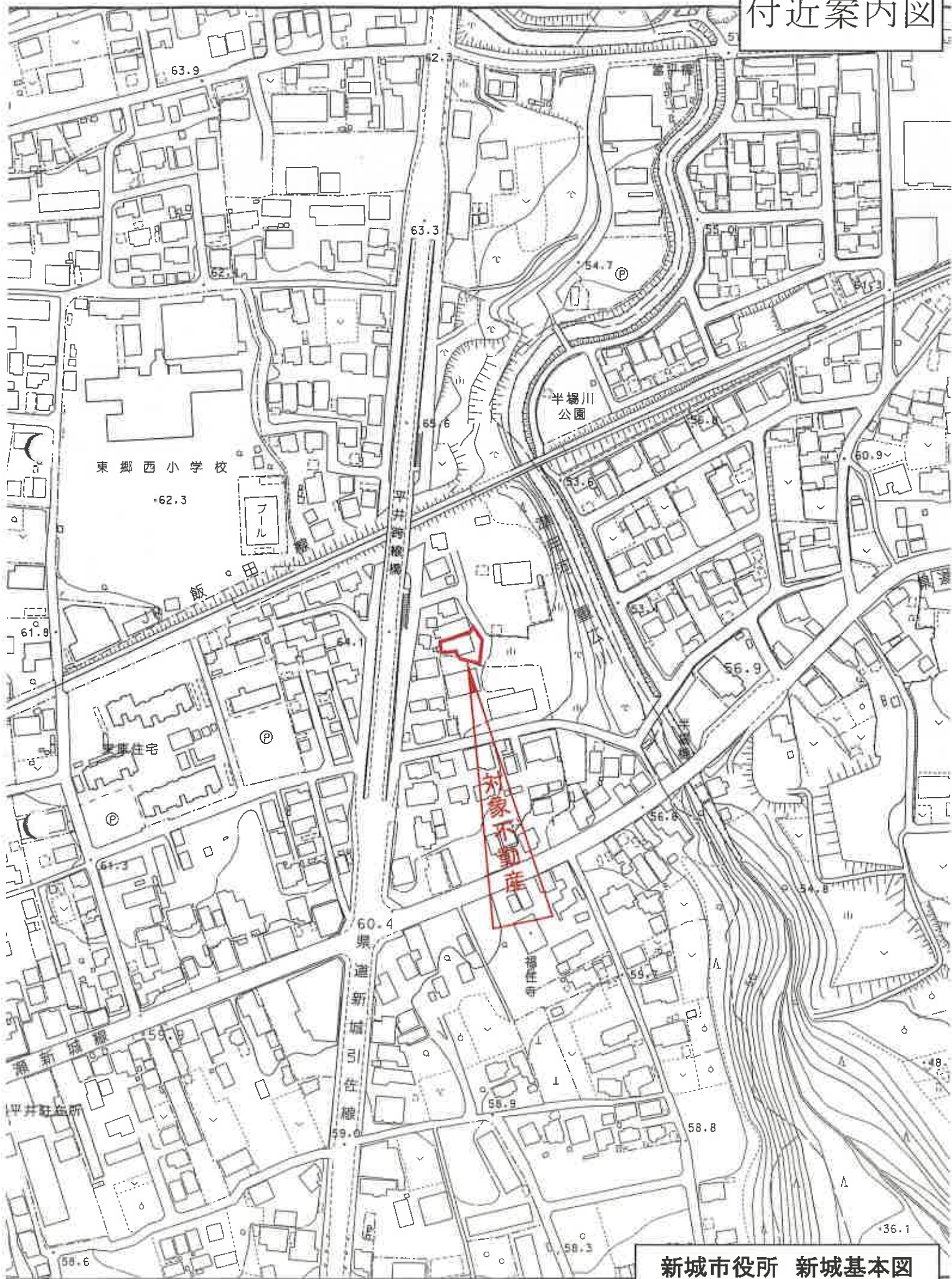
位置図

地価公示
新城 -1

地価公示
新城 -1

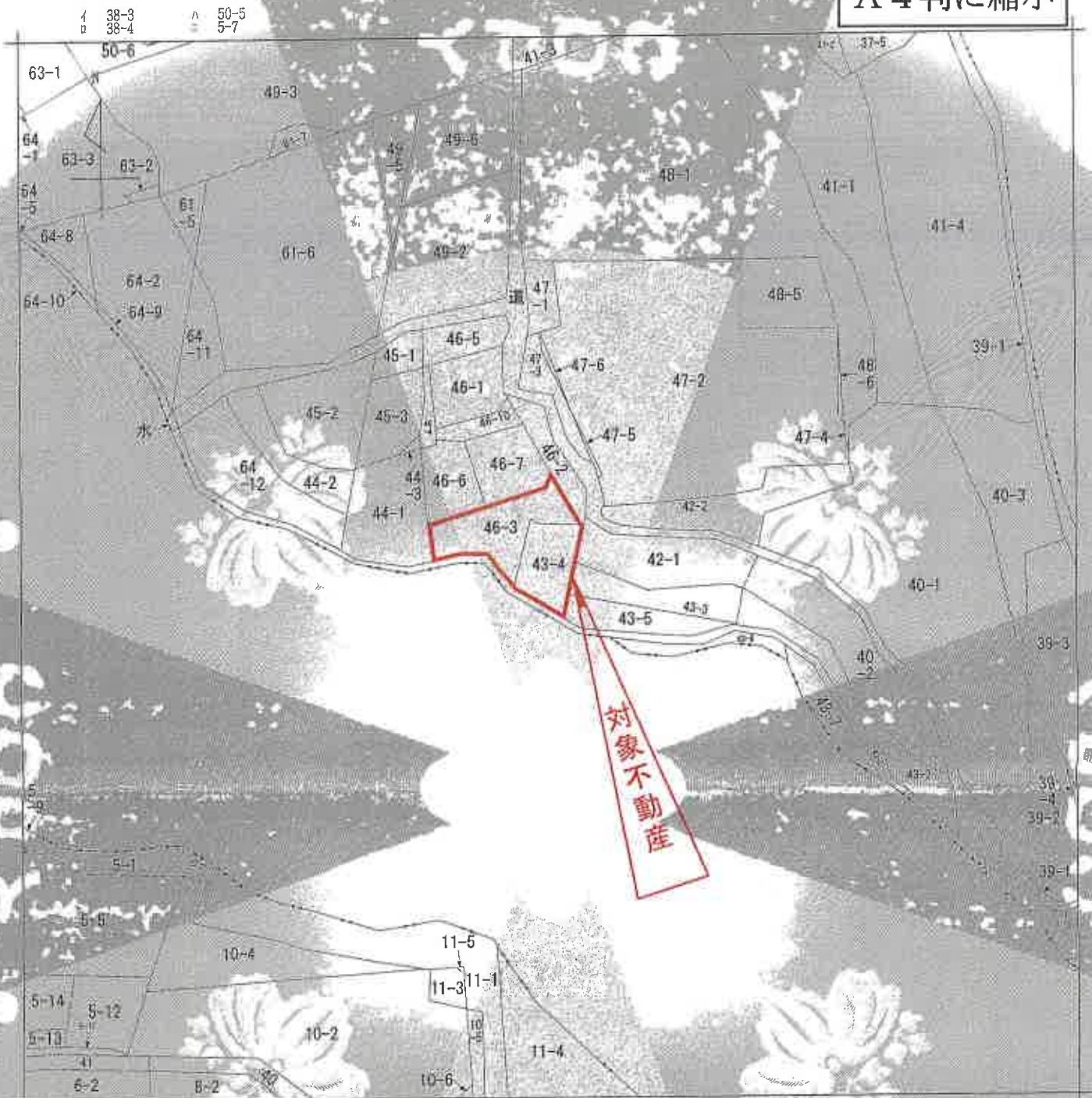
新城市役所 新城市地形図
縮尺 1:20,000

付近案内図



新城市役所 新城基本図
縮尺 1:2,500

A 4 判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記簿の地図が読み取られるまでの間、これに代わるものとして添え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を示した図面です。

地番
区
域
見
出
平井字野地
平井字東原

請求 部 分	所 在	新城市平井字野地			地 番	43番4	
出力 縮 小	1/600	積 度 区 分		原簿系 番号又 は記号	分類	地図に準ずる図面	
作 成 年 月 日				備 考 年 月 日 原簿	補 記 項	旧土地台帳縮小地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月28日
名古屋法務局新設支局

請求番号：6-1

(1/1)

登記年月日 平成5年9月3日

各階平面図

建物図面

築年数 45番3

建物所在地 新城市井手番地45番地3、43番地4

2010153

① 15.47
② 7.18
③ 8.19
④ 2.28
⑤ 4.55
⑥ 30.12
⑦ 92.97
⑧ 100.20

求積表

床面積 100.20㎡



① 8.37
② 2.73
③ 4.19
④ 4.55
⑤ 37.20
⑥ 54.89
⑦ 17.3901
⑧ 37.2015
⑨ 54.8948

実積表

床面積 54.89㎡



単位 m

縮尺 1/500

申請人

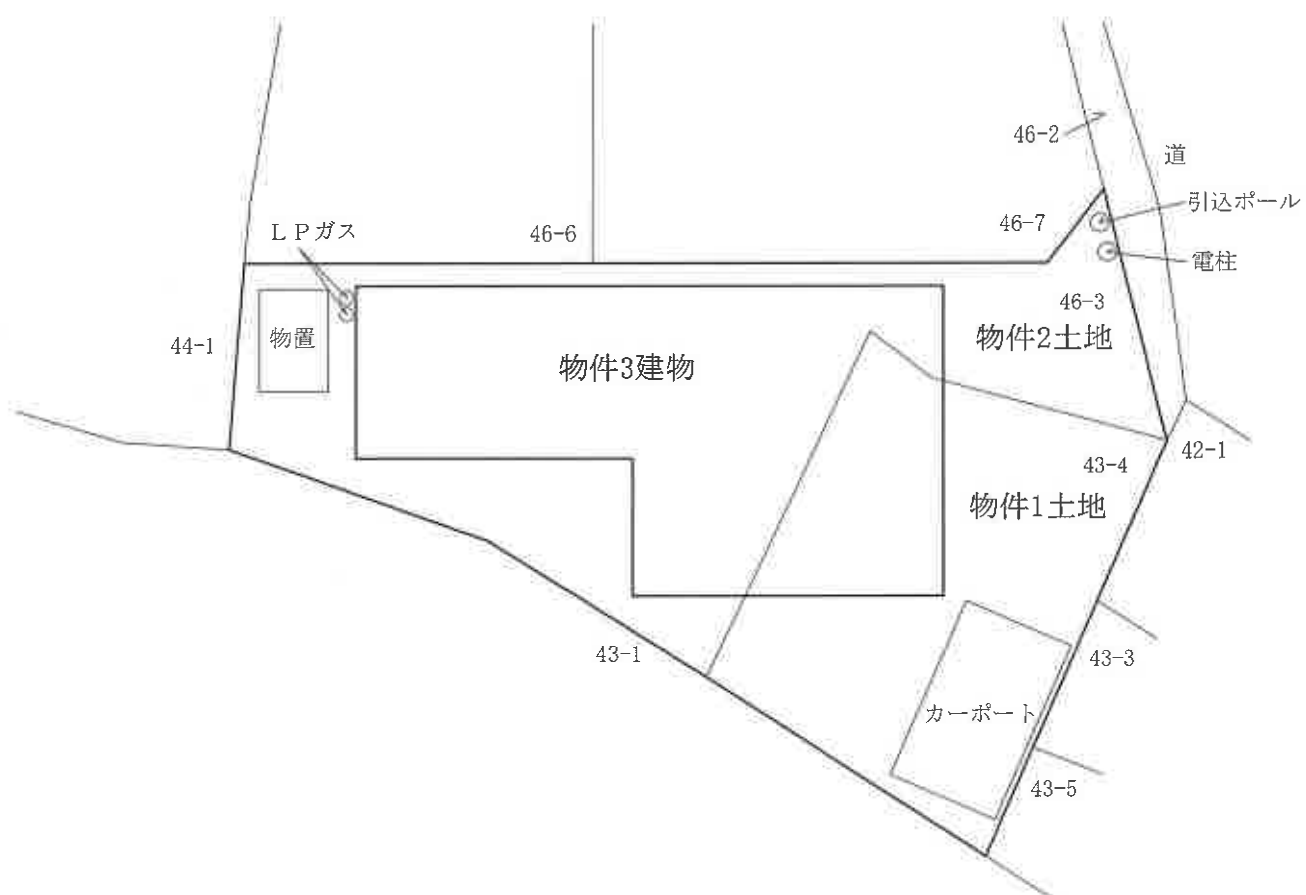
指定

建築士事務所

作製者

これは図面に記録され、この図面を基に、この図面に記載の
令和8年1月28日 新城市建設委員会

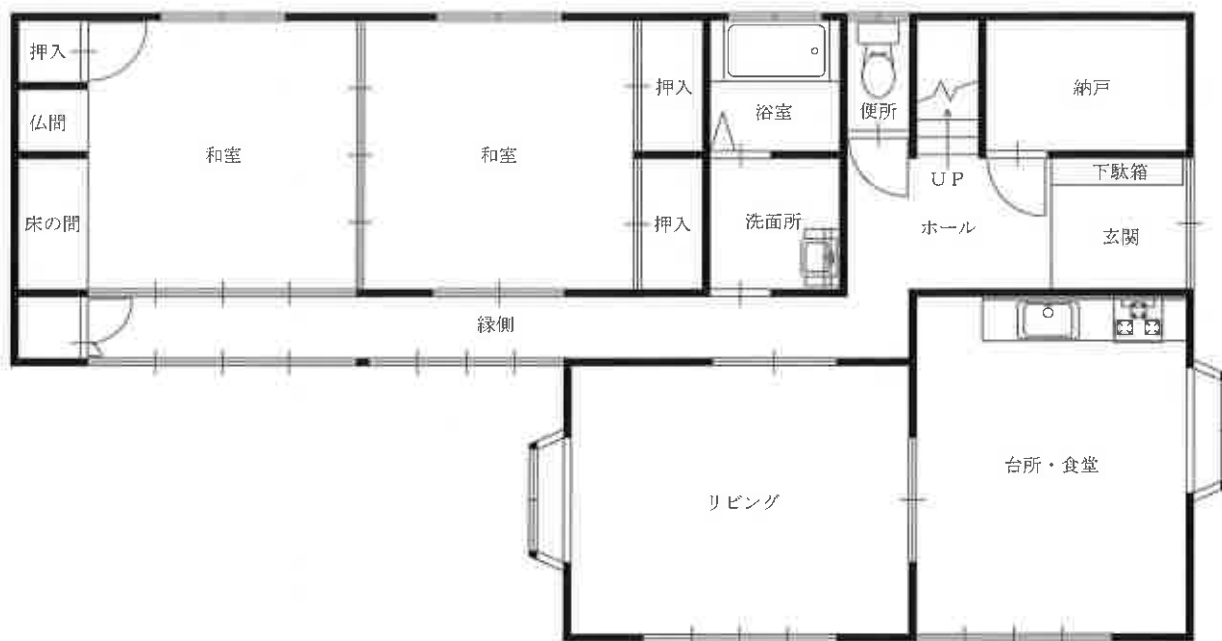
土地建物配置図 (概略)



建物間取図 (概略)



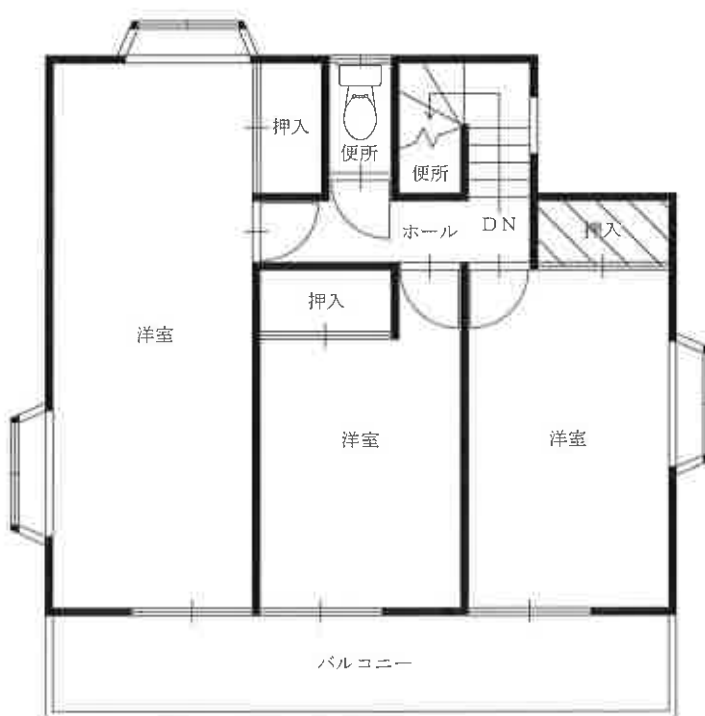
1階



2階



未登記増築部分





物件 1、2 土地

写真番号 1

物件 3 建物



物件 3 建物

写真番号 2

物件 1、2 土地